

平成30年度黒い雨体験者相談・支援事業について

社会福祉課 ☎823-9207
☎823-9627
広島県被爆者支援課 ☎503-3109

原子爆弾投下直後に降った黒い雨により、今も健康に不安を抱いている人へ、保健師や医師、臨床心理士が相談に応じます。

1 対象者

被爆者健康手帳または第一種健康診断受診者証を持っていない人で、海田町などが被爆地域の拡大を求めた地域において原爆投下直後に黒い雨を体験し、健康不安のある人

2 事業内容

1 保健師・医師・臨床心理士による相談

(1)町の保健師による相談

町の保健師が黒い雨による健康不安を抱いている人の健康相談に応じます。

(2)県の保健師による相談

町の保健師による相談、巡回相談会などの利用が困難な人に対して、自宅に広島県の保健師が訪問して相談に応じます。

(3)医師等相談会（広島市中心部で会場を設け年2回実施）

保健師相談の結果、さらに相談または支援が必要と認められる人に対して、医師や臨床心理士が相談に応じます。

(4)巡回相談会（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区、安芸太田町、北広島町に会場を設けて実施）

保健師相談、医師相談および臨床心理士相談までを一括して実施します。

2 健康診断費、交通費の助成

(1)健康診断費の助成

相談の参考とするため、特定健康診査や海田町が実施するがん検診を受診し、医師等相談会または巡回相談会にその結果を持参し、医師による相談を受けた人については、年1回に限り、受診に要した自己負担額を助成します。（事後払い）

(2)交通費の助成

町相談窓口、巡回相談会および医師等相談会に参加するため、公共交通機関や介護タクシーなど（対象者が外出困難である場合または公共交通機関等を利用でき

ない場合に限る）を利用し、400円以上の交通費を負担した人については、その交通費を助成します。（事後払い）※詳しくは、予約時に相談してください。

3 予約方法

相談を受けるためには、電話による予約が必要です。
社会福祉課（☎823-9207 ☎823-9627）
広島県被爆者支援課（☎（専用ダイヤル）504-2613）

4 相談日程

1 海田町保健師による相談

海田町社会福祉課（役場1階）に問い合わせてください。

2 医師等相談会（現時点不明）

期 日	場 所	予約締切日
9月27日(木)	広島県情報プラザ	9月13日(木)
3月7日(木)	広島県情報プラザ	2月21日(木)

3 巡回相談会（時間13時～17時）

期 日	場 所	予約締切日
6月28日(木)	豊平保健福祉総合センター そよかぜ（北広島町）	6月14日(木)
7月19日(木)	安佐公民館	7月5日(木)
8月23日(木)	湯来南公民館	8月9日(木)
9月13日(木)	安佐南区総合福祉センター	8月30日(木)
10月25日(木)	川・森・文化・交流 センター（安芸太田町）	10月11日(木)
11月8日(木)	安佐北区総合福祉センター	10月25日(木)
12月20日(木)	佐伯区役所別館	12月6日(木)
1月17日(木)	安芸区総合福祉センター	12月27日(木)
2月14日(木)	安公民館	1月31日(木)

※健康診断結果の写しなど、ご自身の最近の健康状態が分かるものを持ってくるください。

4 県保健師による個別訪問相談

広島県被爆者支援課に問い合わせてください。

広島県被爆者支援課 ☎513-3116

被爆二世健診

広島県では、被爆者二世の人の健康管理に役立てていたため、健康診断を実施します。

対 象 者 ◆両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内に居住する人

○広島被爆にあっては、昭和21年6月1日以降に生まれた人

○長崎被爆にあっては、昭和21年6月4日以降に生まれた人

申し込み ◆社会福祉課（役場一階）や公民館などの各施設に備え付けの専用はがきに必要事項を記入し、受診希望日の2週間前までに県庁被爆者支援課

へ郵送してください。※広島県のホームページからも電子申請によって申し込みできます。

受付期間 ◆6月1日(金)から来年1月31日(木)まで ※消印有効。

実施期間 ◆6月11日(月)から来年2月28日(木)まで

検査費用 ◆無料 ※精密検査で限度額を超えた部分は、自己負担となります。

詳しくは「平成30年度 被爆者二世健診のお知らせ」を確認してください。

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わって支払う 保険税はどう変わるの？



広報かいた4月号と5月号でお知らせしたとおり、国民健康保険は、安定的な運営を目指して、広島県と県内市町で共同運営することになりました。

再度保険税率の決定方法や、支払う保険税に急激な増減が生じないための本町の緩和措置について説明します。

平成30年度以降の保険税率の決定方法

- ①国民健康保険制度の県単位化により、将来的には県内のどこに住んでいても、同一の所得水準・世帯構成であれば同一の保険税負担になること（統一保険料率）を目指すこととなりました。
- ②平成36年度に向けて県内全市町の保険税水準を統一することとなり、急激な保険税負担の増加が見込まれるため、平成30年度から平成35年度までの6年間は、国の公費による財源調整等によって激変緩和措置が適用されます。
- ③平成30年度から平成35年度の6年間は、県から示された激変緩和措置適用後の標準保険料率を参考に、各市町が保険税率を決定し、平成36年度からは統一保険料率を基に、市町ごとの収納率を反映した準統一の保険税率とする方針です。
- ④平成36年度から県内全市町について、保険税の算定が3方式（所得割・均等割・平等割）に統一されます。これまで4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）であった市町は資産割を廃止することとなります。

海田町が行う激変緩和措置

- ①本町では、資産割を一度に廃止してしまうと、その分所得割での負担が急増する（所得割の税率の急激な上昇が見込まれる）ことから、平成30年度から6年間をかけて段階的に資産割を引き下げます。
- ②均等割額と平等割額についても、県から示された標準保険料率を参考に、毎年税額が不規則に変わることがないように税額を据え置くなどの措置を行います。

保険税率は毎年改正します

保険税率を決定する際に県の示す標準保険料率などを参考にすることや、支払う保険税額の激変を緩和することから、毎年保険税率の改正を行う予定です。

～国民皆保険を将来にわたって守り続けるために～

国民医療費が伸び続ける中、国保制度の破たんを防ぎ、皆さんが病気やけがをしたときに安心して医療を受けられる制度を維持するため、毎年保険税率の見直しが必要となります。
一方で、本町では健診や健康教室などの健康づくり事業を今まで以上に充実させていきます。
国保加入者の皆さんには、こうした新制度についてご理解いただき、できる限り保険税率を上昇させないよう、病気の予防・早期発見による医療費の抑制にご協力をお願いします。



病気を早期発見するには



基本健診（特定健診）で病気を早期発見・早期治療！

町国保加入者（40歳～74歳）は、無料で基本健診を受けられます。
基本健診は、採血や尿検査で健康状態をチェックする、受けやすい内容となっています。
申し込み・問い合わせは、**住民課（☎823-9206）**へ。

病気を予防するには



健康教室に参加して、病気を予防！

町国保加入者を対象とした運動教室、生活改善教室を開催しています。
随時、本紙でご案内しています。皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

海田町を含めた県内全市町では、平成30年4月から、**原則として口座振替納付**をお願いしています。
加入者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険の窓口は、平成30年
4月以降も海田町役場のままです。

保険税の税額のことは、**税務課 ☎823-9204**へ
納付のことは、**収税対策室 ☎823-9226**へ
保険証・保険給付のことは、**住民課 ☎823-9206**へ問い合わせてください。